

JIS

機器取付け用レール

JIS C 2812 : 2025

(JSA)

令和 7 年 5 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩本光正	東京科学大学名誉教授
(委員)	加藤有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	鈴木義夫	一般社団法人電気設備学会
	辻勝也	一般社団法人日本電気計測器工業会
	西原敏之	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	馬場旬平	東京大学
	松木隆典	電気事業連合会
	南裕二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	本吉高行	一般社団法人電気学会
	若月壽子	主婦連合会
	綿貫宏樹	一般社団法人日本電機工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 63.12.1 改正：令和 7.5.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.5.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人日本電気制御機器工業会

(〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-23-5 神田セブンビル)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会 (委員長 岩本 光正)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 機能要求事項	2
5 寸法	3
5.1 一般	3
5.2 トップハット形レール	3
5.3 C形レール	5
5.4 G形レール	7
附属書 A (規定) 鋼製レール	8
附属書 B (参考) 適用ガイド	14
附属書 JA (規定) アルミニウム製レール	22
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	27
解 説	28

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 2812:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

機器取付け用レール

Dimensions of low-voltage switchgear and controlgear— Standardized mounting on rails for mechanical support of switchgear, controlgear and accessories

序文

この規格は、2017年に第2版として発行された IEC 60715 を基に、我が国の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、交流 1 000 V 以下又は直流 1 500 V 以下で使用する継電器、接触器、開閉器、工業用端子台などの電気機器及び附属品を互換性のある方法で取り付ける機器取付け用レール（以下、レールという。）の寸法及び機能要求事項について規定する。

この規格の目的は、取付け用レール及び機器の正しい設計に不可欠な寸法を規定することである。

この規格では、次の形状のレールについて規定する。

- トップハット形 (TH) レール
- C 形レール
- G 形レール

注記 1 機器取付けの互換性は、機能の互換性を意味するものではない。

附属書 A 及び**附属書 B** では、この規格の要求事項を満たす特定の鋼製レールを扱い、そのレールに適用される追加の寸法データ及び負荷の要求事項を示している。附属書 JA では、アルミニウム製レールについて示している。

注記 2 特定の鋼製レール及びアルミニウム製レールの詳細な構造及び材料は、附属書に規定している。

注記 3 **附属書 A** の規定にはないが、この規格に適合する他の形状のレールも使用される場合がある。

保護導体端子台へ導電接続することで保護導体として使用するレールは、**JIS C 8201-7-2** に規定している。レールを接地導体として使用する他の用途では、関連する製品規格を適用する。

注記 4 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60715:2017, Dimensions of low-voltage switchgear and controlgear—Standardized mounting on